

# 定 款

TDCソフト株式会社

2024年4月1日改訂

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、TDCソフト株式会社と称し、英文では、TDC SOFT INC. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 情報化に関する調査研究
2. 統合情報処理システムサービス（システムインテグレーションサービス）
3. コンピュータソフトウェアの開発、販売、賃貸、および輸出入
4. 情報機器ならびにそのシステムの設計、開発、販売、賃貸、およびそれに関わる電気通信工事
5. 情報処理サービス、情報提供サービス、情報通信サービス、およびシステム監査サービス
6. 情報科学および情報処理システムに関する出版、販売ならびに教育訓練
7. 労働者派遣事業
8. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告)

第4条 当社の公告は電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(单元未満株主の売渡請求)

- 第 8 条 单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。
2. 前項の請求があった場合において、当会社が売り渡すこととなる数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。

(单元未満株主の権利制限)

- 第 9 条 当会社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 前条に規定する单元未満株式の売り渡しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

- 第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規定)

- 第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・売り渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

(基準日)

- 第 12 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

### 第 3 章 株主総会

(招 集)

- 第 13 条 定時株主総会は、各事業年度の末日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集地)

第14条 株主総会は、本店所在地または東京都区内で開催する。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役会の決議により、取締役会長または取締役社長が議長となる。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は12名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって解任することができる。

2. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選定することができる。

(取締役会)

第25条 取締役会は、取締役全員をもって構成し、法令または定款に定める事項のほか、当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。

2. 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。
3. 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、同法第423条第1項に規定する取締役(業務執行取締役等である者を除く)の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく

責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第29条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第30条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の解任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって解任することができる。

2. 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会規定)

第35条 監査役会に関しては、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規定による。

2. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害

賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第44条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、これを支払う。

(中間配当)

第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第46条 剰余金の配当金（中間配当金を含む。）は、支払開始の日より起算して満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 剰余金の配当金（中間配当金を含む。）には利息をつけない。